

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画における 未発生期の関係省庁対応事項の進捗状況について (概要)

- 政府行動計画において未発生期に関係省庁が対応することとされている事項の進捗状況について、前回のフォローアップ以後、新たに実施した事項を中心に整理したもの。(詳細は資料3－2を参照)
- 今後も1年に1度定期的にフォローアップを行う予定。
- 本資料は、平成30年3月1日時点のものである。

平成30年3月30日  
内閣官房新型インフルエンザ等対策室

# (1) 実施体制

## 1. 行動計画等の作成・変更(国、地方公共団体、指定公共機関等)

○平成29年9月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を一部変更。《1》

※抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量等を変更。

○全ての市町村の行動計画(平成29年3月)及び全ての指定公共機関の業務計画(平成28年12月)が作成済み。

指定地方公共機関では、引き続き、業務計画の作成を実施中。(【資料3-3】参照)《1》

※指定地方公共機関の業務計画については、1077機関中1057機関で作成済。(平成28年12月時点:1073機関中1008機関で作成済)

○行動計画・業務計画の作成状況を定期的に調査し、作成が遅れている指定地方公共機関に対し作成の働きかけ・支援するよう都道府県に依頼しており、今後も継続して取り組む。《4》

○「新型インフルエンザ等対策中央省庁業務継続ガイドライン」の改定(平成26年3月)を踏まえて、関係府省庁で業務継続計画の改定等を実施しており、関係省庁の状況を随時把握していく。《2》

※24府省庁等で改定済(平成28年12月時点:24省庁)、外務省において速やかな改定に向け協議中。

## 2. 訓練の実施等

○政府全体の「新型インフルエンザ等対策訓練」を、平成29年11月に実施。(【資料4】参照)《3》

※平成29年7月に都道府県及び関係府省庁を対象とした訓練説明会を開催し、平成29年度訓練の概要を説明するとともに、専門家の講演や自治体からの昨年度の訓練実施時の成果発表により担当者の意識向上を図った。

※平成29年11月の訓練では、19全関係府省庁及び最高裁判所、47全都道府県、809市町村、98指定公共機関で各機関が主催の訓練を実施。(平成28年度:19全関係府省庁及び最高裁判所、47全都道府県、732市町村、96指定公共機関)

○平成29年10月に「新型インフルエンザ等対策本部幹事会訓練」を、平成30年3月に主要な指定公共機関参加の「新型インフルエンザ等対策指定公共機関合同机上訓練」をそれぞれ実施。《3》

○新型インフルエンザ等発生時における各都道府県の対応能力の向上を図るため、平成28年度から「新型インフルエンザ等発生時対応検討支援ツール」を活用し、各都道府県の地域の特性に応じた緊急事態措置等を検討する会議の実施を促進。《3》

※平成29年10月に愛知県が実施した検討会議に専門家とともに参画し、新型インフルエンザ等発生時の不要不急の外出自粛・施設の使用制限等について具体的な検討を実施。

○都道府県における訓練の底上げによる対応練度の向上を図るため、平成28年度訓練促進事業において作成した、地方自治体が実施する訓練の資料・映像を取りまとめたモデルケースを、関係府省庁及び全都道府県に配布。《3》

## (2) サーベイランス・情報収集

○高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の診断、治療に関する調査・研究をベトナムなど発生諸外国と連携して実施。(【資料3-4】P12参照)《11》

○国において、国際機関(WHO、OIE、FAO)、研究機関(J-GRIDの海外拠点等)、都道府県等を通じ、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等の情報を収集。《13》

○季節性インフルエンザの患者発生、入院患者、学校休業の状況やウイルスの性状等のサーベイランスを実施。《14~17》

## (3) 情報提供・共有

○平時からメールマガジン(感染症エクスプレス等)、Twitter、WEBサイト等において、国民等に新型インフルエンザ等の基本的な情報や感染対策について継続的な情報提供を実施することにより、発生時においてもスムーズな情報提供ができる体制を整備。《21~23》

○国際感染症対策緊急普及啓発事業として、平成29年3月に、国民向けの公開シンポジウムを開催。また、全国的な普及啓発を図るため、当日撮影した動画をホームページに掲載。《21》

○季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図るため、咳エチケット啓発に特化した「進撃の巨人」とのコラボレーションポスターを作成。《22》

○平成30年1月に、広報担当官を中心としたマスコミ対応に係る訓練等を実施。《23》



## (4) 予防・まん延防止

### 1. ワクチンの備蓄

○昨年度に引き続き、厚生科学審議会感染症部会において、危機管理上の重要性の高い株(チンハイ株)を備蓄することとした。《35》

※H5N1プレパンデミックワクチン(原液)の購入状況:

- ①平成25年度 約1,000万人分(ベトナム株/インドネシア株)
- ②平成26年度 約1,000万人分(アンフィ株)
- ③平成27年度 約300万人分(チンハイ株)、約750万人分(インドネシア株)
- ④平成28年度 約900万人分(チンハイ株)
- ⑤平成29年度 約100万人分(チンハイ株)(予定)

### 2. ワクチンの研究開発

○平成30年度中に、全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産できる体制を整備。

(【資料3-4】P14、15参照) 《33》

○平成29年11月にワクチン製造販売業者に対するヒアリングを実施し、12月に平成31年度以降のパンデミックワクチン製造スケジュール(見込み)を作成・公表。(6ページ参照) 《33》

○経鼻投与式ワクチンの開発を目指し、基礎研究及び臨床研究を実施。(【資料3-4】P16参照) 《33》

○H7N9プレパンデミックワクチンの国内臨床試験を実施。早期の実用化を目指す。《35》

### 3. ワクチンの接種体制の整備

○特定接種について、平成29年12月に医療分野及び国民生活・国民経済安定分野の基準に該当する事業者の登録審査が完了。今年度中に対象事業者を登録し、通知する予定。(【資料2】参照)

《40~42》 ※新型インフルエンザ等対策の実施等に携わる公務員についても、上記と同様のスケジュールで報告を実施。

○住民接種について、住民規模の異なるモデル市における接種体制の構築を具体的に検討し、他の市町村の参考となる報告書(手引き)を作成。平成30年度中に実施要領を定める予定。《39、43~45》

## (5) 医療

### 1. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

○国及び都道府県において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量(全り患者の治療その他の医療対応に必要な量)を確保。必要に応じて備蓄割合の検討を行い、引き続き、計画的かつ安定的に備蓄(【資料1】参照)。《61、62、70》

※国及び都道府県は、以下の量の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄済み。

|      | タミフル<br>(カプセル) | リレンザ   | タミフル<br>ドライシロップ | ラピアクタ  | イナビル  |
|------|----------------|--------|-----------------|--------|-------|
| 国    | 1907万人分        | 471万人分 | 55万人分           | 95万人分  | -     |
| 都道府県 | 1477万人分        | 879万人分 | 278万人分          | 119万人分 | 63万人分 |

○平成29年3月、感染力・病原性の強い新型インフルエンザが発生し、かつ、ノイラミニダーゼ阻害薬4剤に対し、無効又は効果が不十分な場合に備え、アビガンを被害想定における入院患者数の上限である200万人分を備蓄することとした。《61、62、70》

○季節性及び動物由来人感染インフルエンザウイルスの薬剤効果を情報収集。(【資料3-4】P13参照)《60》

### 2. 地域医療体制の整備等

○政府行動計画やガイドラインを踏まえ、都道府県における医療体制の整備を支援。《48~50》

○感染症指定医療機関の整備、個人防護具の準備等に係る補助を行うための予算を確保。《50》

○平成29年11月、鳥インフルエンザ等の疫学情報について最新版へアップデート等を行い、「成人の新型インフルエンザ治療ガイドライン」を改訂。《54》

○地方自治体と共同で新型インフルエンザ等の発生を想定した机上訓練や、地方自治体や医療従事者を対象とした新型インフルエンザ等に関するワークショップを実施。《55》

○LAMP法を活用した迅速診断キットの現場での実用性について研究を実施。(【資料3-4】P12参照)《57》

## (6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

○平成27年度に実施した、指定公共機関を対象とした新型インフルエンザ等対策に関する課題や意識、要望事項等の調査結果を踏まえ、平成28年度に、指定公共機関の事業継続に関する考え方等について調査を実施。《65》

○指定公共機関に対する新型インフルエンザ等対策に関する普及啓発のため、平成29年3月及び平成30年3月に指定公共機関を対象とした事業者シンポジウムを開催するとともに、指定公共機関間の連携を図るため、「新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会」を立ち上げた。  
(【資料4】参照) 《65》

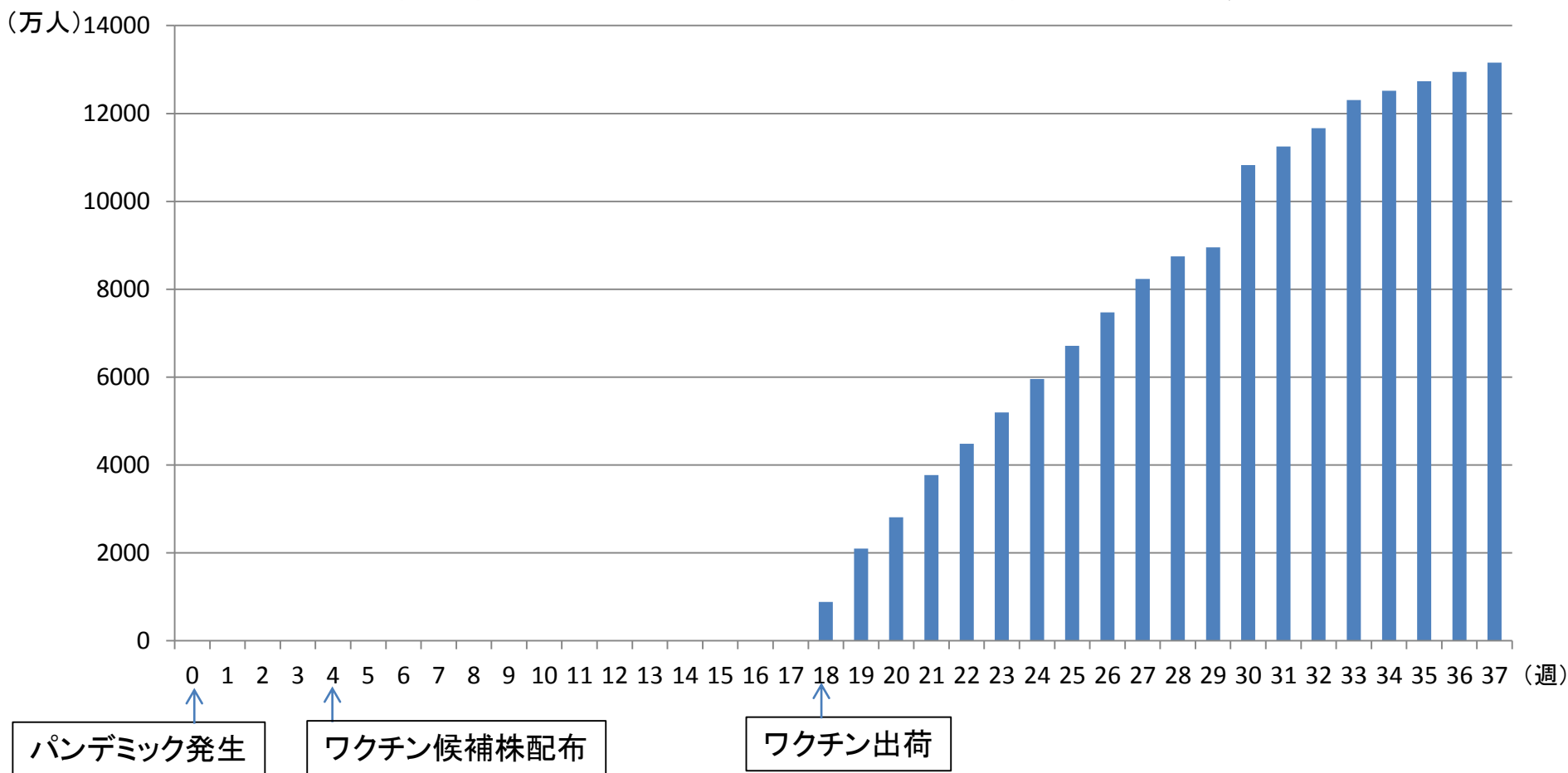
※新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会は、平成29年9月に第1回会合を、平成30年3月に第2回会合を開催。

○都道府県に対し、広域的な火葬に関する計画の早期策定及び点検を依頼。《69》

※平成30年2月末時点で、45都道府県が計画を策定済み、2府県においては平成30年5月までに策定予定。

# パンデミックワクチン製造スケジュール(見込み)

- パンデミックワクチンの製造販売業者に対するヒアリングに基づき、平成31年度以降のパンデミックワクチン製造スケジュール見込みを作成(以下グラフ)。
- 発生から18週で出荷が開始される。2009年は23週で出荷されており、5週の短縮となる。



※本スケジュールは、ワクチン製造における理想的な日程で作成している。実際のパンデミック時には、製造工程により時間を要することもある。